**生涯学習自主講座(支援)について**

村内において、自主的に講座を企画・運営したグループに対して

講師謝金等を村が支援します

条　　　　件　…　**１グループおおむね５人以上であること。(村内在住の方)**

グループ内で講師の選定と日程、場所等を決めること。

**(但し、講座によって材料費・会場使用料等が発生した場合は、各グループの負担となります)**

　　申請受付期間　…　令和６年７月１日(月)　～　令和７年１月３１日(金)

　　　　　講座実施期間　…　令和６年７月１日(月)　～　令和７年２月２８日(金)

**※ご希望があれば、村内どこでも講師が出向きますのでご相談ください。**

　申込み方法

　　　 実施日の１０日前までに教育委員会へ「生涯学習自主講座申込み」の手続きをする。

　　　 講座実施後、１０日以内に実績報告書を提出する。(受講者名簿と写真１枚を添付)

**講座開催方法**

　　　◎１回コース

　　　　　(1)申請方法：代表者が事前に教育委員会へ申請する。

　　　　　(2)講師謝金について

　　　　　　講座の時間が、1時間未満　 　　　　　　5,000円

　　　　　　講座の時間が、1時間以上～2時間未満 　10,000円

1. 村外講師の場合、別途交通費を支給。（往復里程×40円、上限10,000円）
2. 村内講師の場合、別途交通費を支給。（往復里程×40円）

　　　※謝金については、後日講師をされた方の指定口座に振込みます。(源泉税を天引きします)

◎連続コース

　　　(1)申請方法：代表者が事前に教育委員会へ申請する。

　　　(2)講師謝金について

　　　　　　　講座の時間が、1時間未満　 　　　　　　5,000円

　　　　　　　講座の時間が、1時間以上～2時間未満　10,000円

　　　　　　　講座回数上限：16回(月2回まで)

1. 村外講師の場合、別途交通費を支給。（往復里程×40円、上限10,000円）
2. 村内講師の場合、別途交通費を支給。（往復里程×40円）

　　※謝金については、後日講師をされた方の指定口座に振込みます。(源泉税を天引きします)

**✿講師の連絡先については、教育委員会までお問い合わせください。**